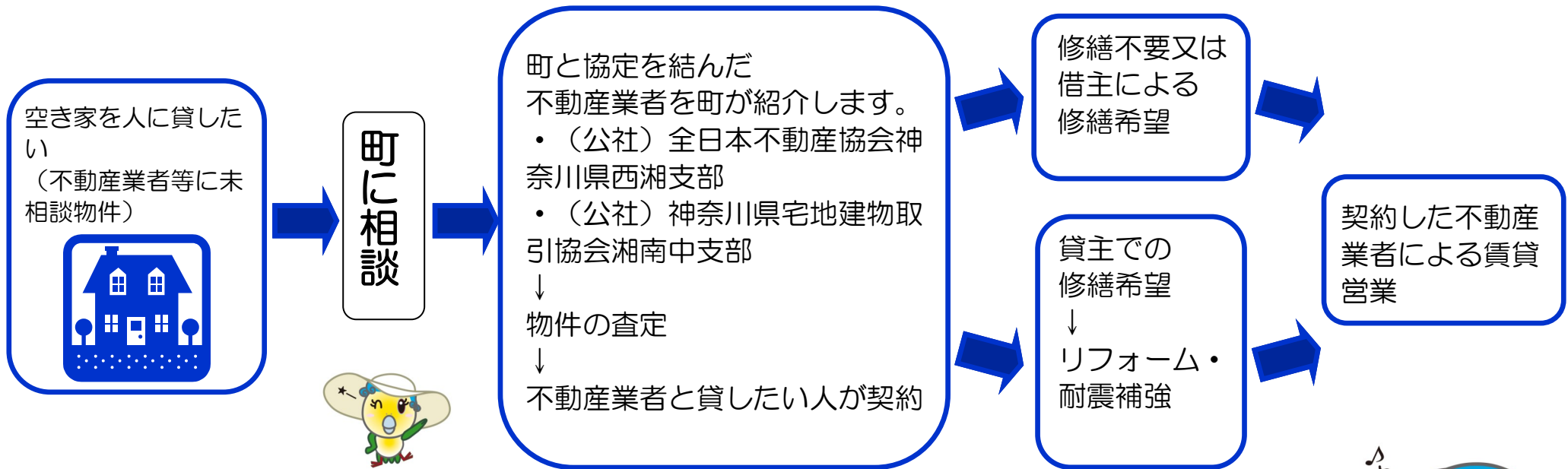
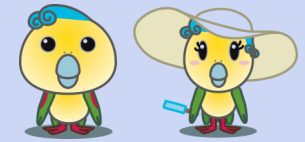


空き家を貸したい！ どうしたらいいのだろう・・・



空き家・空き地はきちんと管理しましょう！

空き家は老朽化がすすみます。危険な状態で放っておくと防災面・防犯面のリスクが増大し、ご近所への悪影響を及ぼします。また、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく勧告を受け、当該空き家の敷地に係る住宅特例が解除された場合、固定資産税等の額が上昇します。

個人で対応が難しい場合には、ご近所の皆さんと話し合いながら解決するなど、管理を持続できるようにしましょう。

問い合わせ：大磯町 都市計画課

電話 61-4100 (内線242) (8:30~17:15 土日祝日、年末年始を除く)

Fax 61-1991 (代表)

メール akiyasoudan@town.oiso.kanagawa.jp (24時間受付可能、回答は平日)



空き家全般に関する相談窓口

神奈川県居住支援協議会事務局
(神奈川すまいまちづくり協会)

☆電話(専用) 045-664-6901

(受付時間10:00~12:00・13:00~16:00 土日祝日休み)

☆FAX 045-664-9359

☆E-mail(専用) akiyasoudan@machikyo.or.jp